

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)	
地域名 (地域内農業集落名)	浜屋町農用地利用改善組合 (浜屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月24日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手以外に4名の営農が入り作。担い手は今年度から耕作面積を縮小する計画で、新たに担い手を見つける必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米作については不耕起直播栽培が中心となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手を中心に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
区画の小さい耕地は毎年畦畔除去を行い農地の大区画化を図っている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作が難しい農地(畑)は農業支援サービス等で新しい耕作者を募っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				